

いちき串木野市
強靭化地域計画
(素案)

鹿児島県いちき串木野市
令和2年 月

目 次

第1章 計画策定の趣旨、位置付け

第1節 計画策定の趣旨 ······	1
第2節 本計画の位置付け ······	1
第3節 計画期間 ······	1

第2章 基本的な考え方

第1節 基本目標 ······	2
第2節 事前に備えるべき目標 ······	2
第3節 基本的な方針 ······	2
第4節 地域の特性に応じた施策の推進 ······	3

第3章 市の地域特性及び災害想定

第1節 いちき串木野市の地域特性 ······	4
第2節 対象とする自然災害 ······	5

第4章 脆弱性評価

第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） ······	11
第2節 脆弱性評価結果 ······	12

第5章 本計画の推進方針

第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針 ······	28
第2節 指標 ······	42

第6章 本計画の推進

第1節 市の他の計画等の必要な見直し ······	43
第2節 本計画の進捗管理 ······	43

第1章 計画策定の趣旨、位置付け

第1節 計画策定の趣旨

国においては、東日本大震災の発生などを踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりを推進するため、平成25年（2013年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、平成26年（2014年）6月には「国土強靭化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を、また、鹿児島県においては、平成28年（2016年）3月に「鹿児島県地域強靭化計画」（以下「県地域計画」という。）を策定したところである。

いちき串木野市強靭化地域計画（以下「本計画」という。）は、これまでの防災・減災対策に関する取組を念頭に、今後の本市の強靭化に関する施策を、国基本計画や県地域計画との調和を図りながら、国、県、民間事業者など関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進するため策定するものである。

第2節 本計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靭化地域計画として策定するものであり、第二次いちき串木野市総合計画（以下「市総合計画」という。）との整合・調和を図りつつ、地域強靭化の観点から、本市における様々な分野の計画等の指針となるものである。

第3節 計画期間

本計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とし、その後に国基本計画に準じて概ね5年ごとに見直すこととする。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととする。

第2章 基本的な考え方

第1節 基本目標

次の4つを基本目標とする。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

第2節 事前に備えるべき目標

強靭化を推進する上での事前に備えるべき目標として、次の8つを設定する。

- ① 直接死を最大限防ぐ。
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する。
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
- ⑧ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する。

第3節 基本的な方針

地域強靭化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた強靭な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、次の方針に基づき推進する。

1 地域強靭化の取組姿勢

- ・ 市の強靭性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証し、取組を推進する。
- ・ 短期的な視点によらず、長期的な視野を持った計画的な取組を推進する。

2 適切な施策の組み合わせ

- ・ ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- ・ 非常に防災・減災等の効果を發揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるように工夫する。

3 効率的な施策の推進

- ・ 既存の社会資本の有効活用等により、取組に要する費用を縮減し、効率的に施策を推進する。
- ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に努める。
- ・ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ土地の合理的利用を促進する。

第4節 地域の特性に応じた施策の推進

- ・ 人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに、地域における強靭化推進の担い手が活動できる環境整備に努める。
- ・ 高齢者、子ども、障がい者、観光客等に十分配慮して施策を講じる。
- ・ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第3章 市の地域特性及び災害想定

第1節 いちき串木野市の地域特性

1 位置・地形

本市は、鹿児島県の薩摩半島北西部に位置し、総面積は 112.29km² であり、西は東シナ海に面し、北は薩摩川内市、南東は日置市に隣接している。

地質はおおむね第3紀洪積層に属し、北西の山地一帯（羽島、荒川、芹ヶ野）は輝石安山岩を母岩とする風化土で、粘質壤土あるいは壤土であるが東部の冠岳地帯では山地が急峻で巨岩が山膚に累積し風化土を留めないところもある。五反田川流域の耕地一帯はシラス層に覆われており、このシラス層は下流に及ぶに従って地域を拡大している。大里、湊地域にもシラス台地が多く崩壊、地すべりの危険箇所が多い。また、五反田川下流域の一部、荒川川流域及び市街地付近の海岸線には砂丘その他砂質地が多い。したがって、いったん豪雨に見舞われると田畠への土砂流入、埋没、流失等の災害を受けやすい地質である。

2 気象

本市は海岸地帯に位置するため、山間部は若干異なるが、比較的温暖な気候で降霜期も短く冬も暖かである。また、降雨量は比較的少ない。

平均気温は 18.9°C、平均湿度は 80.0%、年間降水量は 2,037.5 mm である。（令和元年）

3 人口

本市の総人口は29,282人（平成27年国勢調査）で、長期的には減少傾向にある。また、高齢者比率が上昇し、若年者比率が減少しており、高齢化が進むことによる要配慮者の増加や生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加は、防災力を弱め、災害を大きくする要因となる。

第2節 対象とする自然災害

1 風水害

県において、既往の風水害のうち、最大規模であった平成5年（1993年）8月5日～7日にかけての大暴雨（いわゆる鹿児島豪雨）及び平成22年（2010年）10月18日～21日にかけての大暴雨（いわゆる奄美豪雨）と同程度の豪雨に加え、平成5年9月1日～3日にかけての台風第13号による大雨・暴風と同程度の台風による被害が懸念されるため、以下に示す規模の災害と同程度の災害を想定災害として位置づける。

○想定される被害の総括表（被害は全県の数値）

災害名／年月日 想定項目	鹿児島豪雨 (平成5年8月5日)	奄美豪雨 (平成22年10月20日)	台風第13号 (平成5年9月1日)	
気象概況	<ul style="list-style-type: none">・時間最大雨量 56mm（鹿児島）6日19時 65mm（入来峠）6日18時 54mm（串木野）6日14時・日最大雨量 259mm（鹿児島）6日 369mm（川内）6日 119mm（串木野）6日・総降水量の最大値 392mm（川内）5～7日 400mm（串木野）1～6日	<ul style="list-style-type: none">・時間最大雨量 78.5mm（名瀬）20日16時 89.5mm（古仁屋）20日13時・日最大雨量 622mm（名瀬）20日 286.5mm（古仁屋）20日・総降水量の最大値 766.5mm（名瀬）18～21日	<ul style="list-style-type: none">・最大瞬間風速・風向 59.1m／秒（種子島）・南 3日15：45・最大風速・風向 33.7m／秒 (沖永良部島)・南・総降水量の最大値 373mm（枕崎）	
人的被害	死者数 行方不明 重傷 軽傷	48名 1 12 52	3名 — 1 1	33名 — 15 160
建物被害	全壊 半壊 一部破損 床上浸水 床下浸水	298戸 193 588 9,378 2,754	10戸 433 12 116 851	226戸 706 31,899 1,381 3,903

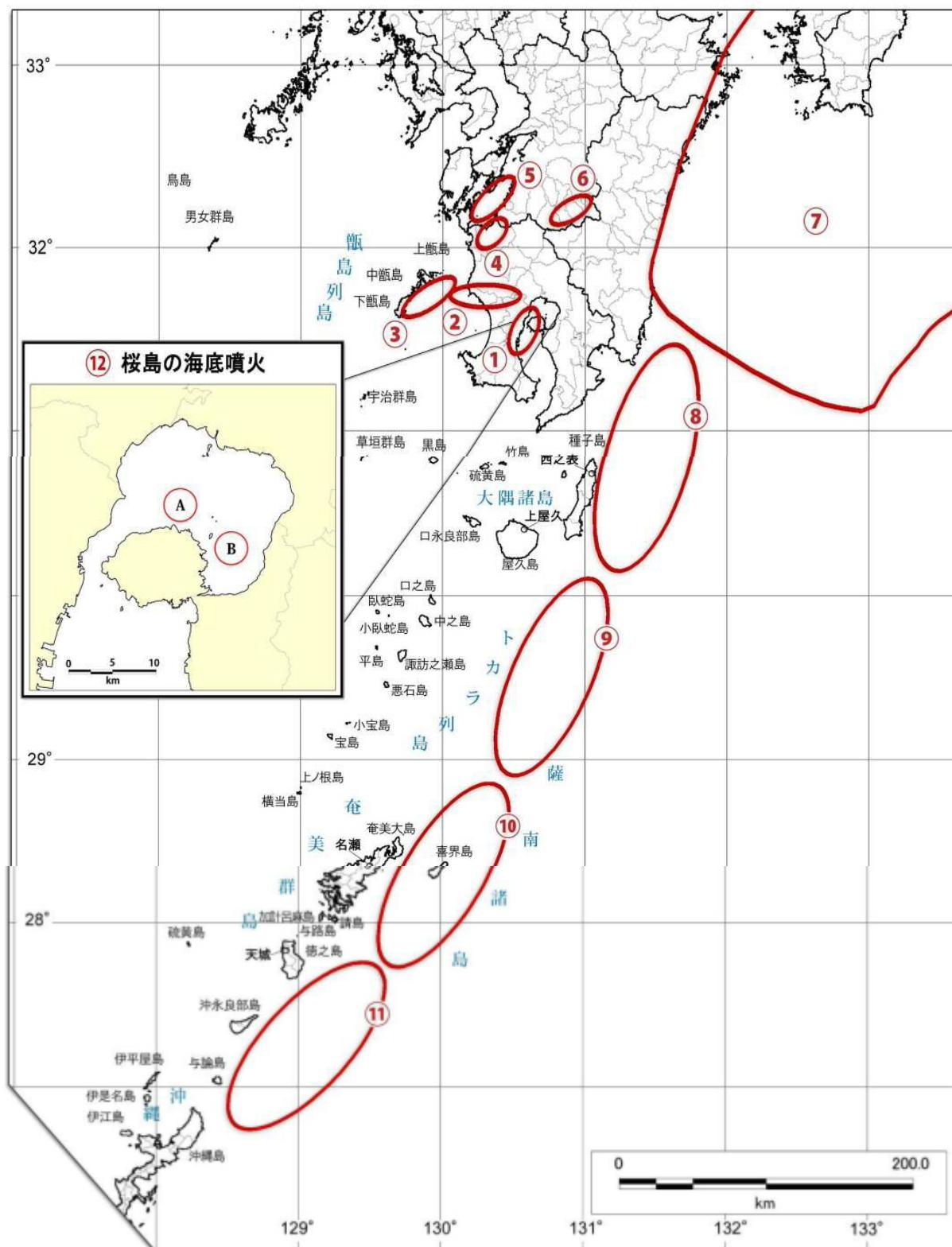
2 地震・津波

鹿児島県本土は、九州でも比較的有感地震の発生が少ない地域であるが、平成28年発生の熊本地震のように今後、大きな災害を引き起こす地震が発生することが十分考えられる。

想定する地震等は、県地域防災計画を策定する上での想定であり、必ずしも一定期間内の高い確率のものではなく、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスのものを中心に、県地域防災計画検討有識者会議の意見を踏まえ、以下のとおり想定することとした。

- ・地域における過去最大の地震と同規模以上の地震（基本はM7又はM8クラス）
- ・可能な範囲で最新の科学的知見（国のデータ等）を踏まえた想定（南西諸島海溝沿いのM9クラスの巨大地震については、今回想定しない。）
- ・本県への影響及び地震等発生可能性を考慮した想定（本県及び周辺地域に分布する活断層等を震源とする地震、海溝型地震及び桜島の海底噴火に伴う津波を想定）
- ・国や有識者会議から新たな知見が示された場合に再検討可能な想定
- ・県内全市町村の直下にマグニチュード6クラスの地震を想定

■想定地震の位置



想定地震等の概要

番号	想定地震等の位置	気象庁 マグニチュー ド (MJ)	モーメント マグニチュー ド (Mw)	震源断層 上端の深度 (km)	津波
①	鹿児島湾直下	7.1	6.6	3	○
②	県西部直下 【市来断層帯(市来区間)近辺】	7.2	6.7	1	○
③	甑島列島東方沖 【甑断層帯(甑区間)近辺】	7.5	6.9	1	○
④	県北西部直下 【出水断層帯近辺】	7.0	6.5	3	—
⑤	熊本県南部 【日奈久断層帯(八代海区間)近辺】	7.3	6.8	3	○
⑥	県北部直下 【人吉盆地南縁断層近辺】	7.1	6.6	2	—
⑦	南海トラフ 【東海・東南海・南海・日向灘(4連動)】	—	地震：9.0 津波：9.1	10	○
⑧	種子島東方沖	—	8.2	10	○
⑨	トカラ列島太平洋沖	—	8.2	10	○
⑩	奄美群島太平洋沖（北部）	—	8.2	10	○
⑪	奄美群島太平洋沖（南部）	—	8.2	10	○
⑫A	桜島北方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	—	○
⑫B	桜島東方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	—	○

(注) 気象庁マグニチュード (MJ) とモーメントマグニチュード (Mw) について

断層による内陸の地震（番号①～⑥）は、断層の長さ（推定）から気象庁マグニチュード (MJ) を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源（波原）断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード (Mw) を求めている。

プレート境界の海溝型の地震（番号⑦～⑪）は、震源（波原）断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード (Mw) を求めている。

本市における想定地震ごとの主な被害想定結果

①本市における建物被害、人的被害（最大となるケース）

被災ケース 想定地震等	建物被害（棟）			人的被害（人）	
	液状化・搖れ・斜面崩壊・津波		火災	死者数	
	全壊	半壊	消失		うち津波
①鹿児島湾直下	—	20	0	—	0
②県西部直下	6,400	7,500	1,300	(冬深夜) 430	—
③甑島列島東方沖	30	250	0	(夏12時) 2 0	(夏12時) 2 0
④県北西部直下	—	—	0	0	0
⑤熊本県南部	—	—	0	0	0
⑥県北西部直下	0	0	0	0	0
⑦南海トラフ（西側ケース）	40	160	0	—	—
⑧種子島東方沖	60	230	0	—	0
⑨トカラ列島太平洋沖	—	20	0	0	0
⑩奄美群島太平洋沖（北部）	—	—	0	0	0
⑪奄美群島太平洋沖（南部）	—	—	0	0	0
⑫桜島北方沖（海底噴火）	—	—		0	0
⑬桜島東方沖（海底噴火）	—	—		0	0

(注) －：わずか

消失棟数は、冬18時の想定結果

②本市における最大被災ケースの各種被害想定結果（被災直後）

被災内容	最大ケース 想定地震	季節・時刻	被害想定
上水道被害：断水人口	②県西部直下	冬18時	25,700人（86%）
下水道被害：支障人口	②県西部直下	冬18時	1,800人（16%）
電力被害：停電件数	②県西部直下	冬18時	4,400軒（18%）
通信被害： 固定電話不通回線数	②県西部直下	冬18時	3,600回線（32%）
ガス（プロパン除く）被害： 供給停止戸数	①鹿児島湾直下	冬18時	80戸（100%） ※全半壊を除く
道路施設被害	②県西部直下	—	50箇所
鉄道施設被害	②県西部直下	—	40箇所
避難者数 〔うち避難所〕	被災1日後	②県西部直下	12,600人〔7,600人〕
	被災1週間後		16,300人〔8,200人〕
	被災1か月後		17,500人〔5,300人〕
物資 〔食料〕 重量	被災1日後	②県西部直下	27,300食
	被災1週間後		29,600食
	被災1か月後		18,900食
災害廃棄物発生量	②県西部直下	冬18時	50万トン
孤立する可能性のある集落数	②県西部直下	—	1集落
被害額	②県西部直下	冬18時	3,700億円

○本市における想定津波の最大津波

想定地震	到達時間（分）	津波高（m）
甑島列島東方沖の地震	25	7・3

出典：鹿児島県（鹿児島県津波浸水想定）

第4章 脆弱性評価

第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本市で想定される大規模自然災害に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するため、国基本計画や県地域計画、本市の地域特性等を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」において、その妨げとなる30の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	建物・交通施設等の大規模倒壊等による多数の死傷者の発生
	1-2	密集市街地や不特定多数の人が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	大規模津波等による多数の死者の発生
	1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	帰宅困難者への水・食料等の供給不足
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-6	疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	経済活動が再開できることによる企業の生産力低下
	5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-3	物流機能等の大幅な低下
	5-4	食料等の安定供給の停滞
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電気、ガス等の長期間にわたる機能停止
	6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
	6-3	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

7	制御不能な複合災害・ 二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-4	ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出
		7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第2節 脆弱性評価結果

30の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、本市が取り組んでいる施策について、その取組状況や現状の課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、脆弱性評価を次のとおり行った。

1 直接死を最大限防ぐ

1－1 建物・交通施設等の大規模倒壊等による多数の死傷者の発生

①（住宅・建築物の耐震化）

大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊などにより、多数の人的被害が想定されるため、住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

②（公共施設等の耐震化）

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。

③（多数の人が利用する建築物の耐震化）

大規模地震が発生した場合、不特定多数の人が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定されるため、不特定多数の人が利用する建築物については、特に耐震化を促進する必要がある。

④（交通施設、沿線・沿道建物の耐震化）

大規模地震が発生した場合、港湾・鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

1－2 密集市街地や不特定多数の人が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

① (防火対策の推進)

大規模地震が発生した場合、住宅密集地や不特定多数の人が集まる施設の火災による、物的・人的被害が想定されるため、出火防止対策及び建物の関係者や住民の防火意識の向上を図る必要がある。

1－3 大規模津波等による多数の死者の発生

① (避難場所等の確保、避難所の耐震化等)

広域にわたる大規模津波等が発生した際に避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されるため、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進し、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策を進める必要がある。

② (海岸堤防等の老朽化対策の推進)

大規模地震等が発生した際に海岸堤防等が倒壊することなどにより、浸水被害等の発生が想定されるため、現状の海岸堤防等の施設の点検を行い、長寿命化を図り老朽化対策を推進する必要がある。

③ (津波避難計画等の住民周知等)

大規模津波等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがあるため、津波避難計画・防災ハザードマップなど津波避難対策の住民周知等を促進する必要がある。

④ (高規格幹線道路等の整備)

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築を促進する必要がある。

⑤ (無電柱化等)

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討し、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

⑥ (防災拠点の整備)

防災拠点施設となる防災センターについて、大規模災害時等における自衛隊・警察の後方支援基地、救援物資や防災備品の備蓄基地として活用するとともに、通信設備等の整備を検討する必要がある。

1－4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

① (河川改修等の治水対策の推進)

近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念されるため、地元の要望や必要性、緊急性などを総合的に判断しながら、河川改修や公共下水道（雨水）の整備推進を図る必要がある。

② (防災情報の提供)

異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や、市ホームページ等による住民への広報に努めていく必要がある。

また、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、防災ハザードマップ等を住民に周知する等のソフト対策を推進する必要がある。

③ (内水対策に係る人材育成)

異常気象等が発生した場合、広域かつ長期的な市街地の浸水が想定されるため、内水対策についてより迅速な対応を行うための人材育成を推進する必要がある。

1－5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

① (土砂災害対策の推進)

近年、気候変動等の影響による集中豪雨、局地的大雨、大型台風等の増加、さらには地震の多発に伴って、これまでに経験したことがない大規模な土砂災害の発生リスクが高まっている。市内の土砂災害危険箇所における整備率は未だ低い状況であるため、人命を守るために砂防施設等の整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

② (治山事業の促進)

豪雨や地震の増加に伴って林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、山地災害の恐れのある「山地災害危険地区」について治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

③ (警戒避難体制の整備等、土砂災害警戒区域等の周知)

土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、県が指定した土砂災害警戒区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

また、異常気象等により大規模な土砂災害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や、市ホームページ等による広報に努めていく必要がある。

④ (防災拠点の整備) [再掲 1-3-⑥]

防災拠点施設となる防災センターについて、大規模災害時等における自衛隊・警察の後方支援基地、救援物資や防災備品の備蓄基地として活用するとともに、通信設備等の整備を検討する必要がある。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

① (水道施設の耐震化)

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。

② (物資輸送ルートの確保)

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

③ (高規格幹線道路等の整備) [再掲 1-3-④]

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築を促進する必要がある。

④ (備蓄物資の供給体制等の強化)

市の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

⑤ (医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備)

大規模災害発生時には、医療用資機材・医薬品等が不足するおそれがあるため、関係団体と災害時応援協定を締結し、災害救助に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備を図る必要がある。

⑥ (医療用資機材・医薬品等の備蓄)

大規模災害発生初動期には、医療救護用の医療用資機材・医薬品等の流通確保が難しくなるおそれがあるため、大規模災害発生時の初動期（2日間）の医療救護用として、備蓄を検討する必要がある。

⑦（応急給水体制の整備）

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあるため、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

⑧（防災拠点の整備）〔再掲 1-3-⑥〕

防災拠点施設となる防災センターについて、大規模災害時等における自衛隊・警察の後方支援基地、救援物資や防災備品の備蓄基地として活用するとともに、通信設備等の整備を検討する必要がある。

2－2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

①（物資輸送ルートの確保）〔再掲 2-1-②〕

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

②（防災情報の提供）〔再掲 1-4-②〕

異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や、市ホームページ等による住民への広報に努めていく必要がある。

また、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、防災ハザードマップ等を住民に周知する等のソフト対策を推進する必要がある。

2－3 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

①（消防の体制等強化）

大規模自然災害時には、本市における消防力を上回る火災、救助、救急事案が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが確実であるため、消防力の増強を図るとともに、緊急消防援助隊など応援隊の受入体制を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する必要がある。

②（情報通信機能の耐災害性の強化）

情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。

③ (DMAT の受入体制整備)

災害発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）に救命救急活動が開始できるよう、市外から派遣される災害派遣医療チーム（DMAT）の受入体制を整備する必要がある。

④ (防災拠点の整備) [再掲 1-3-⑥]

防災拠点施設となる防災センターについて、大規模災害時等における自衛隊・警察の後方支援基地、救援物資や防災備品の備蓄基地として活用するとともに、通信設備等の整備を検討する必要がある。

2－4 帰宅困難者への水・食料等の供給不足

① (一時滞在施設の確保、水・食料等の備蓄)

帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保を図るとともに、当該施設における飲料水や食料等の備蓄を促進する必要がある。

2－5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

① (医療救護活動の体制整備)

大規模災害発生時には、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となるため、県医師会や市医師会などと連携し、医療救護活動等の体制整備に努める必要がある。

② (DMAT の受入体制整備) [再掲 2-3-③]

災害発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）に救命救急活動が開始できるよう、市外から派遣される災害派遣医療チーム（DMAT）の受入体制を整備する必要がある。

③ (EMIS の活用)

串木野健康増進センターにおいて、被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能な広域災害救急医療情報システム（EMIS）のさらなる活用を進める必要がある。

④ (災害時医療救護活動マニュアルの策定)

串木野健康増進センターにおいて、災害時の医療体制を確保するため、災害時医療救護活動マニュアルを策定する必要がある。

⑤ (ドクターヘリの活用)

救急医療体制を充実・強化するため、災害時での緊急対応ができるよう、安定した運用ができるよう、県が運航するドクターヘリについて、県及び関係機関との連携を強化する必要がある。

⑥ (高規格幹線道路等の整備) [再掲 1-3-④]

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築を促進する必要がある。

⑦ (防災拠点の整備) [再掲 1-3-⑥]

防災拠点施設となる防災センターについて、大規模災害時等における自衛隊・警察の後方支援基地、救援物資や防災備品の備蓄基地として活用するとともに、通信設備等の整備を検討する必要がある。

2－6 疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化

① (感染症の発生・まん延防止)

浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、関連部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保に努める必要がある。

② (下水道施設の耐震化及び老朽化対策、下水道 BCP の実効性向上)

大規模地震や突然の事故が発生した場合、下水道施設が被災又は損傷し、長期間にわたる機能停止や疫病・感染症等の発生が想定されるため、補助金・交付金事業を活用した下水道施設の耐震化や老朽化対策を推進するとともに、公共下水道事業業務継続計画（下水道 BCP）の継続的な見直しを行い、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する必要がある。

③ (漁業集落排水処理施設の老朽化対策)

大規模地震や突然の事故が発生した場合、施設が被災又は損傷し、長期間にわたる機能停止や疫病・感染症等の発生が想定されるため、機能保全計画（個別施設計画）を策定し、その結果に基づき補助金・交付金事業を活用した老朽化対策を進めていく必要がある。

④ (浄化槽施設の整備)

長期間稼働している浄化槽は、災害が発生した場合の破損リスクが高く、破損した場合には汚水や汚泥が流出し、悪臭の発生や蚊やハエ等の衛生害虫の大量発生により周辺環境及び衛生状態を著しく悪化させる。こうしたことに備えるため、長期間稼働している単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく必要がある。

⑤ (避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進)

避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う必要がある。

⑥ (災害時保健活動及び DHEAT 受入体制の整備)

被災地や避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受入体制を整備する必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3－1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

① (公共施設等の耐震化) [再掲 1-1-②]

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。

② (電力供給遮断時の電力確保)

電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受け入れを行う避難所における住民生活等に必要な電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力確保のため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電システムの導入を検討する必要がある。

③ (BCP の見直し等)

業務継続体制を強化するため、市の業務継続計画（BCP）の見直し及び実効性向上を図る必要がある。

④ (市WAN 及び基幹系ネットワークの機器等の冗長化等)

市役所WAN（Wide Area Network）及び基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の予備機の確保、遠隔地バックアップや自治体クラウド等をさらに推進する必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4－1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

① (情報通信機能の耐災害性の強化等)

電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を市民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。

4－2 情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

① (情報伝達手段の多様化等)

全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動装置の活用、防災行政無線や消防救急無線のデジタル化等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化・確実化に努めているところであり、それらの施策を着実に進める必要がある。

② (市の人員確保・体制整備)

情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供に必要な人員・体制を整備する必要がある。

③ (災害発生時の情報発信)

災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。

④ (住民への災害情報提供)

住民への災害情報提供にあたり、市とまちづくり協議会や自治公民館、自主防災組織などが連携して、災害情報の共有を図る必要がある。また、市内に滞在している観光客に対して正確な情報提供ができるだけ迅速に行う必要がある。

⑤ (防災拠点の整備) [再掲 1-3-⑥]

防災拠点施設となる防災センターについて、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、救援物資や防災備品の備蓄基地として活用するとともに、通信設備等の整備を検討する必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5－1 経済活動が再開できないことによる企業の生産力低下

① (物資輸送ルートの確保) [再掲 2-1-②]

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

② (無電柱化等) [再掲 1-3-⑤]

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討し、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

③（企業における BCP 策定等の支援情報の周知等）

災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定や、不測の事態においても事業を継続するための事業継続マネジメント（BCM）の構築について、本市の企業の取組を促すため、支援情報を周知する必要がある。

5－2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

①（危険物施設の安全対策等の強化）

串木野国家石油備蓄基地等の危険物施設においては、大規模自然災害発生時に、地上部において大量の危険性物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等を予防・防災規定に定める条項に基づき、地震、津波対策の強化を進めることの必要がある。

②（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）

危険物施設内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

5－3 物流機能等の大幅な低下

①（物資輸送ルートの確保）〔再掲 2-1-②〕

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

②（高規格幹線道路等の整備）〔再掲 1-3-④〕

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築を促進する必要がある。

③（防災拠点の整備）〔再掲 1-3-⑥〕

防災拠点施設となる防災センターについて、大規模災害時等における自衛隊・警察の後方支援基地、救援物資や防災備品の備蓄基地として活用するとともに、通信設備等の整備を検討する必要がある。

5－4 食料等の安定供給の停滞

① (備蓄物資の供給体制等の強化) [再掲 2-1-④]

市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

② (緊急物資の輸送体制の構築)

大規模自然災害等の発生した場合、緊急に必要となる食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る必要がある。

③ (漁港の機能保全)

本市管理漁港においては、既設の外郭施設・水域施設等漁港施設及び海岸保全施設の老朽化対策を着実に進める必要がある。

④ (防災拠点の整備) [再掲 1-3-⑥]

防災拠点施設となる防災センターについて、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、救援物資や防災備品の備蓄基地として活用するとともに、通信設備等の整備を検討する必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6－1 電気、ガス等の長期間にわたる機能停止

① (電力供給遮断時の電力確保) [再掲 3-1-②]

電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力確保のため、非常用発電機やその燃料の確保や太陽光発電システムの導入を検討する必要がある。

② (再生可能エネルギー等の導入促進)

長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入を促進する施策の検討が必要である。

③ (危険物施設の安全対策等の強化) [再掲 5-2-①]

串木野国家石油備蓄基地等の危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規程等に定めるなど、地震、津波対策の強化を進める必要がある。

④ (危険物施設等の災害に備えた消防力の強化) [再掲 5-2-②]

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

⑤ (無電柱化等) [再掲 1-3-⑤]

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討し、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

6－2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

① (水道施設の耐震化) [再掲 2-1-①]

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。

② (下水道施設の耐震化及び老朽化対策、下水道 BCP の実効性向上) [再掲 2-6-②]

大規模地震や突然の事故が発生した場合、下水道施設が被災又は損傷し、長期間にわたる機能停止や疫病・感染症等の発生が想定されるため、補助金・交付金事業を活用した下水道施設の耐震化や老朽化対策を推進するとともに、公共下水道事業業務継続計画（下水道 BCP）の継続的な見直しを行い、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する必要がある。

③ (漁業集落排水処理施設の老朽化対策) [再掲 2-6-③]

大規模地震や突然の事故が発生した場合、施設が被災又は損傷し、長期間にわたる機能停止や疫病・感染症等の発生が想定されるため、機能保全計画（個別施設計画）を策定し、その結果に基づき補助金・交付金事業を活用した老朽化対策を進めていく必要がある。

④ (浄化槽施設の整備) [再掲 2-6-④]

長期間稼働している浄化槽は、災害が発生した場合の破損リスクが高く、破損した場合には汚水や汚泥が流出し、悪臭の発生や蚊やハエ等の衛生害虫の大量発生により周辺環境及び衛生状態を著しく悪化させる。こうしたことに備えるため、長期間稼働している単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく必要がある。

6－3 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

① (高規格幹線道路等の整備) [再掲 1-3-④]

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築を促進する必要がある。

② (無電柱化等) [再掲 1-3-⑤]

大規模地震等が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討し、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7－1 市街地での大規模火災の発生

① (消火・救助活動能力の強化)

市街地で大規模火災が発生した場合、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案に対し、消防力が劣勢になることが想定されるため、消防力（施設・消防水利）の強化を図る必要がある。

また、円滑な救急患者受入体制を整備するため、ハード・ソフト対策を組み合わせて横断的に進める必要がある。

② (都市公園事業の推進)

大規模地震等が発生した場合、市街地での大規模火災が発生することが想定されるため、都市公園事業の推進により、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園や緑地を確保する必要がある。

7－2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

① (危険物施設の安全対策等の強化) [再掲 5-2-①]

串木野国家石油備蓄基地等の危険物施設においては、大規模自然災害発生時に、地上部において大量の危険性物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等を予防・防災規定に定める条項に基づき、地震、津波対策の強化を進める必要がある。

② (危険物施設等の災害に備えた消防力の強化) [再掲 5-2-②]

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

7－3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

① (交通施設、沿線・沿道建物の耐震化) [再掲 1-1-④]

大規模地震が発生した場合、港湾、鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

7－4 ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

① (ダムの補強対策等の促進)

ダムの損壊・機能不全による二次災害が発生した場合、下流域の住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあることから、ダムの機能の保持のため、より効果的・効率的なダムの維持管理及び設備の更新を行う必要がある。

また、大規模地震が発生した場合、堤体の決壊等により下流域に洪水の被害が及ぶことが想定されるため、点検診断を実施し、補強の必要な施設については対策を実施とともに、災害が起きた場合に備えて避難路等を示した防災ハザードマップを住民に周知する等、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する必要がある。

7－5 有害物質の大規模拡散・流出

① (危険物施設等の災害に備えた消防力の強化) [再掲 5-2-②]

危険物施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

② (有害物質の流出対策等の推進)

大規模自然災害の発生に伴う有害物質の大規模拡散・流出等による人体・環境への悪影響を防止するため、国等と連携して対応する必要がある。

7－6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

① (農地浸食防止対策の推進)

豪雨が生じた場合、農地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農地の浸食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定されるため、災害を未然に防止するための農地浸食防止対策・荒廃農地防止対策（ため池、農・林道橋、水路、頭首工等の農業用施設の整備）や土砂崩壊防止対策等を推進する必要がある。

② (適切な森林整備)

適期に施業が行われていない森林や、伐採したまま植栽等が実施されない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがあるため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要がある。

③ (治山事業の促進) [再掲 1-5-②]

豪雨や地震の増加に伴って林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、山地災害の恐れのある「山地災害危険地区」について治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

④ (鳥獣被害防止対策の推進)

鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下が想定されるため、各地域において、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」の3つを柱としたソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する必要がある。

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① (災害廃棄物処理計画の継続的見直し)

建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画について、継続的に見直し、処理の実効性向上に努める必要がある。

② (ストックヤードの確保)

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定され、早急な復旧・復興のためには、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する必要がある。

③ (災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上)

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定を締結し、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む必要がある。

8－2 道路啓開等を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① (道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成)

行政機関と建設関係団体との災害協定の締結等の取組が進められているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。

また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。

8－3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① (コミュニティ力強化の支援)

災害が起きた時の市民の対応力を向上するためには、コミュニティ力を強化する必要がある。本市においては、まちづくり協議会や自治公民館の活動支援のほか、自主防災組織によるハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくりや、セーフコミュニティの推進等、コミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実させる必要がある。

第5章 本計画の推進方針

第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針

第4章第2節の脆弱性評価結果を踏まえて、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な推進方針を次のとおり定めた。

1 直接死を最大限防ぐ

1－1 建物・交通施設等の大規模倒壊等による多数の死傷者の発生

① (住宅・建築物の耐震化)

- ・ 住宅・建築物の耐震化を促進する。
- ・ 具体的に災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等ストック総合改善事業、住宅地区改良事業、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。

② (公共施設等の耐震化)

- ・ 公共施設等の被災による、避難や救助活動等の障害を防ぐため、公共施設等の耐震化を推進する。

③ (多数の人が利用する建築物の耐震化)

- ・ 不特定多数の人が利用する建築物の倒壊による多数の人的被害を抑えるため、不特定多数の人が利用する建築物の耐震化を促進する。

④ (交通施設、沿線・沿道建物の耐震化)

- ・ 港湾、鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊による避難や応急対応への障害を防ぐため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する。

1－2 密集市街地や不特定多数の人が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

① (防火対策の推進)

- ・ 住宅密集地や不特定多数の人が集まる施設の火災による、物的・人的被害を抑えるため、出火防止対策及び建物関係者や住民の防火意識の向上を図る。

1－3 大規模津波等による多数の死者の発生

① (避難場所等の確保、避難所の耐震化等)

- ・ 広域にわたる大規模津波等が発生した際に避難行動に遅れが生じることによる多数の死傷者を抑えるため、津波防災地域づくり、避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進する。
- ・ 関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策を進める。

② (海岸堤防等の老朽化対策の推進)

- ・ 海岸堤防等の倒壊による浸水被害等の発生を抑えるため、現状の海岸堤防等の施設の点検を行うなど、老朽化対策を推進する。

③ (津波避難計画等の住民周知等)

- ・ 建築物の損壊・浸水による住民等への危険を防ぐため、津波避難計画・防災ハザードマップなど津波避難対策の住民周知を促進する。

④ (高規格幹線道路等の整備)

- ・ 災害時の緊急輸送ルートを確保するため、高規格幹線道路等の整備促進活動を推進する。

⑤ (無電柱化等)

- ・ 電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討する。

⑥ (防災拠点の整備)

- ・ 防災センターについて、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、救援物資や防災備品の備蓄基地として活用するとともに、通信設備等の整備を行う。

1－4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

① (河川改修等の治水対策の推進)

- ・ 大規模洪水による甚大な浸水被害を防ぐため、地元の要望や必要性、緊急性などを総合的に判断しながら二級河川等の河川改修や公共下水道（雨水）の整備推進を図る。

② (防災情報の提供)

- ・ 大規模洪水浸水による住民等の生命・身体への危害を防ぐため、防災行政無線や、市ホームページ等による住民への広報を図るとともに、防災ハザードマップ等の情報入手方法の周知等ソフト対策を推進する。

③ (内水対策に係る人材育成)

- ・ 広域かつ長期的な市街地の浸水が想定されるため、内水対策をより迅速に対応できる人材育成を推進する。

1－5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

①（土砂災害対策の推進）

- これまでに経験したことがない大規模な土砂災害の発生リスクが高まっているため、人命を守るための砂防施設等の整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る。

②（治山事業の促進）

- 林地の崩壊など山地災害の被害を抑えるため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について治山施設や森林の整備を推進する。

③（警戒避難体制の整備等、土砂災害警戒区域等の周知）

- 県が指定した土砂災害警戒区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。また、異常気象等により大規模な土砂災害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や、市ホームページ等による広報に努めていく必要がある。

④（防災拠点の整備）[再掲 1-3-⑥]

- 防災センターについて、大規模災害時等における自衛隊・警察の後方支援基地、救援物資や防災備品の備蓄基地として活用するとともに、通信設備等の整備を行う。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2－1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

①（水道施設の耐震化）

- 水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する。

②（物資輸送ルートの確保）

- 主要な路線について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進する。
- 既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

③（高規格幹線道路等の整備）[再掲 1-3-④]

- 災害時の緊急輸送ルートを確保するため、高規格幹線道路等の整備促進活動を推進する。

④（備蓄物資の供給体制等の強化）

- 市の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。

⑤ (医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備)

- ・ 医療用資機材・医薬品等の不足を防ぐため、関係団体と災害時応援協定を締結し、円滑な供給体制の構築を推進する。

⑥ (医療用資機材・医薬品等の備蓄)

- ・ 大規模災害発生初動期における医療救護用の医療用資機材・医薬品等の確保を図る。

⑦ (応急給水体制の整備)

- ・ 水道施設が被災した場合、被災した水道施設を迅速に把握できる体制整備を強化する。併せて、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧が可能な体制整備を強化する。

⑧ (防災拠点の整備) [再掲 1-3-⑥]

- ・ 防災センターについて、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、救援物資や防災備品の備蓄基地として活用するとともに、通信設備等の整備を行う。

2－2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

① (物資輸送ルートの確保) [再掲 2-1-②]

- ・ 主要な路線について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進する。
- ・ 既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

② (防災情報の提供) [再掲 1-4-②]

- ・ 大規模洪水浸水による住民等の生命・身体への危害を防ぐため、防災行政無線や、市ホームページ等による住民への広報を図るとともに、防災ハザードマップ等の情報入手方法の周知等ソフト対策を推進する。

2－3 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

① (消防の体制等強化)

- ・ 火災、救助、救急事案が同時に多発した場合の消防力が劣勢になることを防ぐため、消防力の向上を目指し、活動人員の増強や、緊急消防援助隊など応援隊の受入体制を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する。

② (情報通信機能の耐災害性の強化)

- ・ 情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する。

③ (DMAT の受入体制整備)

- ・ 災害発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）に救命救急活動が開始できるよう、市外から派遣される災害派遣医療チーム（DMAT）の受入体制を整備する。

④ (防災拠点の整備) [再掲 1-3-⑥]

- ・ 防災センターについて、大規模災害時等における自衛隊・警察の後方支援基地、救援物資や防災備品の備蓄基地として活用するとともに、通信設備等の整備を行う。

2－4 帰宅困難者への水・食料等の供給不足

① (一時滞在施設の確保、水・食料等の備蓄)

- ・ 帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保を図るとともに、当該施設における飲料水や食料等の備蓄を促進する。

2－5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災・支援ルートの途絶・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

① (医療救護活動の体制整備)

- ・ 医療従事者を確保するため、県医師会や市医師会などと連携し、医療救護活動等の体制整備を推進する。

② (DMAT の受入体制整備) [再掲 2-3-③]

- ・ 災害発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）に救命救急活動が開始できるよう、市外から派遣される災害派遣医療チーム（DMAT）の受入体制を整備する。

③ (EMIS の活用)

- ・ 串木野健康増進センターにおいて、被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能な広域災害救急医療情報システム（EMIS）のさらなる活用を進める。

④ (災害時医療救護活動マニュアルの策定)

- ・ 串木野健康増進センターにおいて、災害時医療救護活動マニュアルの策定に努める。

⑤ (ドクターへリの活用)

- ・ 救急医療体制を充実・強化するため、ドクターへリ（補完ヘリを含む）による災害時の緊急対応ができるよう、県及び関係機関との連携を強化する。

⑥ (高規格幹線道路等の整備) [再掲 1-3-④]

- ・ 災害時の緊急輸送ルートを確保するため、高規格幹線道路等の整備促進活動を推進する。

⑦ (防災拠点の整備) [再掲 1-3-⑥]

- ・ 防災センターについて、大規模災害時等における自衛隊・警察の後方支援基地、救援物資や防災備品の備蓄基地として活用するとともに、通信設備等の整備を行う。

2－6 疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化

① (感染症の発生・まん延防止)

- ・ 浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、関連部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保を行う。

② (下水道施設の耐震化及び老朽化対策、下水道BCPの実効性向上)

下水道施設の被災・損傷に備え、補助金・交付金事業を活用した下水道施設の耐震化や老朽化対策を推進するとともに、公共下水道事業業務継続計画（下水道BCP）の継続的な見直しを行い、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する。

③ (漁業集落排水処理施設の老朽化対策)

施設の被災・損傷に備え、機能保全計画（個別施設計画）を策定し、その結果に基づき補助金・交付金事業を活用した老朽化対策を進めていく。

④ (浄化槽施設の整備)

浄化槽の被災・破損に備え、長期間稼働している老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく。

⑤ (避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進)

- ・ 避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う。

⑥ (災害時保健活動及びDHEAT受援体制の整備)

- ・ 発災直後から、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援体制を構築する。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

① (公共施設等の耐震化) [再掲 1-1-②]

- ・ 公共施設等の被災による避難や救助活動等に障害を防ぐため、公共施設等の耐震化を推進する。

② (電力供給遮断時の電力確保)

- ・ 電力供給遮断等の非常時に備えるために、非常用発電機とその燃料を確保する。
- ・ 防災拠点となる公共施設で太陽光発電システムの導入も検討する。

③ (BCP の見直し等)

- ・ 業務継続体制を強化するため、市の業務継続計画（BCP）を継続的に見直し、実効性の向上を図る。

④ (市インターネット回線及び基幹系の機器等の冗長化等)

- ・ 市役所インターネット回線及び基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップや自治体クラウド等をさらに推進する。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

① (情報通信機能の耐災害性の強化等)

- ・ 情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を市民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する。

4-2 情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

① (情報伝達手段の多様化等)

- ・ 全国瞬時警報システム（Jアラート）や防災行政無線など、情報伝達手段の多様化・確実化をさらに進める。

② (市の人員確保・体制整備)

- ・ 情報収集・提供手段の進展に伴い、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、情報収集及び情報提供に必要な人員確保・体制整備を行う。

③ (災害発生時の情報発信)

- ・ 災害発生時に国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーション等の訓練を繰返し行う。

④ (住民への災害情報提供)

- ・ 住民への災害情報提供にあたり、市とまちづくり協議会や自治公民館、自主防災組織などが連携して、災害情報の共有を図る。
- ・ 市内に滞在している観光客に対して正確な情報提供を迅速に行う。

⑤ (防災拠点の整備) [再掲 1-3-⑥]

- ・ 防災センターについて、大規模災害時等における自衛隊・警察の後方支援基地、救援物資や防災備品の備蓄基地として活用するとともに、通信設備等の整備を行う。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 経済活動が再開できないことによる企業の生産力低下

① (物資輸送ルートの確保) [再掲 2-1-②]

- ・ 主要な路線について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進する。
- ・ 既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

② (無電柱化等) [再掲 1-3-⑤]

- ・ 電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討する。

③ (企業におけるBCP策定等の支援情報の周知等)

- ・ 本市の企業へ事業継続計画(BCP)の策定や、不測の事態においても事業を継続するための事業継続マネジメント(BCM)の構築について取組への支援情報の周知・広報を促す。

5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

① (危険物施設の安全対策等の強化)

- ・ 串木野国家石油備蓄基地等の危険物施設において、災害時に大量の危険性物質の流出を防ぐためのハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規定等に定めるなど、地震、津波対策の強化を進める。

② (下水道施設の耐震化及び老朽化対策、下水道BCPの実効性向上) [再掲 2-6-②]

下水道施設の被災・損傷に備え、補助金・交付金事業を活用した下水道施設の耐震化や老朽化対策を推進するとともに、公共下水道事業業務継続計画（下水道BCP）の継続的な見直しを行い、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する。

③ (漁業集落排水処理施設の老朽化対策) [再掲 2-6-③]

施設の被災・損傷に備え、機能保全計画（個別施設計画）を策定し、その結果に基づき補助金・交付金事業を活用した老朽化対策を進めていく。

④ (浄化槽施設の整備) [再掲 2-6-④]

浄化槽の被災・破損に備え、長期間稼働している老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく。

5－3 物流機能等の大幅な低下

① (物資輸送ルートの確保) [再掲 2-1-②]

- ・ 主要な路線について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進する。
- ・ 既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

② (高規格幹線道路等の整備) [再掲 1-3-④]

- ・ 災害時の緊急輸送ルートを確保するため、高規格幹線道路等の整備促進活動を推進する。

③ (防災拠点の整備) [再掲 1-3-⑥]

- ・ 防災センターについて、大規模災害時等における自衛隊・警察の後方支援基地、救援物資や防災備品の備蓄基地として活用するとともに、通信設備等の整備を行う。

5－4 食料等の安定供給の停滞

① (備蓄物資の供給体制等の強化) [再掲 2-1-④]

- ・ 市備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。

② (緊急物資の輸送体制の構築)

- ・ 緊急時の食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る。

③ (漁港の機能保全)

- 本市管理漁港においては、既設の外郭施設・水域施設等漁港施設及び海岸保全施設の老朽化対策を着実に進める。

④ (防災点の整備) [再掲 1-3-⑥]

- 防災センターについて、大規模災害時等における自衛隊・警察の後方支援基地、救援物資や防災備品の備蓄基地として活用するとともに、通信設備等の整備を行う。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電気、ガス等の長期間にわたる機能停止

① (電力供給遮断時の電力確保) [再掲 3-1-②]

- 電力供給遮断等の非常時に備えるために、非常用発電機とその燃料を確保する。

② (再生可能エネルギー等の導入促進)

- 長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入を促進する。

③ (危険物施設の安全対策等の強化) [再掲 5-2-①]

- 串木野国家石油備蓄基地等の危険物施設において、災害時に大量の危険性物質の流出を防ぐためのハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規定等に定めるなど、地震、津波対策の強化を進める。

④ (危険物施設等の災害に備えた消防力の強化) [再掲 5-2-②]

- 危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備え、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備を進める。

⑤ (無電柱化等) [再掲 1-3-⑤]

- 電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討する。

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

① (水道施設の耐震化) [再掲 2-1-①]

- 水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する。

②（下水道施設の耐震化、下水道BCPの実効性向上）[再掲 2-6-②]

- ・ 下水道施設の被災に備え、下水道施設の耐震化を推進するとともに、公共下水道事業業務継続計画（下水道BCP）に基づき、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する。

6－3 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

①（高規格幹線道路等の整備）[再掲 1-3-④]

- ・ 災害時の緊急輸送ルートを確保するため、高規格幹線道路等の整備促進活動を推進する。

②（無電柱化等）[再掲 1-3-⑤]

- ・ 電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難の障害になることを防ぐため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を検討する。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7－1 市街地での大規模火災の発生

①（消火・救助活動能力の強化）

- ・ 市街地で大規模火災が発生した場合、同時に多発する消火、救助、救急事案に対し、同時多発に対応できる消防力（施設・消防水利）の強化を図る。
- ・ 消防等が連携したマニュアルを整備し訓練を行う等、円滑な救急患者受入体制を整備する。

②（都市公園事業の推進）

- ・ 市街地での大規模火災が発生することが想定されるため、都市公園事業の推進により、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園や緑地の確保を図る。

7－2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

①（危険物施設の安全対策等の強化）[再掲 5-2-①]

- ・ 串木野国家石油備蓄基地等の危険物施設において、災害時に大量の危険性物質の流出を防ぐためのハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規定等に定めるなど、地震、津波対策の強化を進める。

② (危険物施設等の災害に備えた消防力の強化) [再掲 5-2-②]

- ・ 危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備え、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備を進める。

7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

① (交通施設、沿線・沿道建物の耐震化) [再掲 1-1-④]

- ・ 港湾、鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊による避難や応急対応への障害を防ぐため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する。

7-4 ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

① (ダムの補強対策等の促進)

- ・ ダムの機能保持のため、効果的・効率的なダムの維持管理及び設備の更新を行う。
- ・ 堤体の決壊等による下流域への洪水被害を抑えるため、点検診断を実施し、補強の必要な施設については対策を実施するとともに、防災ハザードマップを住民に周知する等、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する。

7-5 有害物質の大規模拡散・流出

① (危険物施設等の災害に備えた消防力の強化) [再掲 5-2-②]

- ・ 危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備え、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備を進める。

② (有害物質の流出対策等の推進)

- ・ 有害物質の大規模拡散・流出等による人体・環境への悪影響を防止するため、国等と連携して対応する。

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

① (農地浸食防止対策の推進)

- ・ 豪雨による農地の浸食や下流人家等への土砂流入等の被害を抑えるため、災害を未然に防止するための農地浸食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する。

② (適切な森林整備)

- ・ 大規模な森林被害を防ぐため、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがある間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する。

③ (治山事業の促進) [再掲 1-5-②]

- ・ 林地の崩壊など山地災害の被害を抑えるため、山地災害の恐れのある「山地災害危険地区」について治山施設や森林の整備を推進する。

④ (鳥獣被害防止対策の推進)

- ・ 鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下を防ぐため、鳥獣の侵入防止や捕獲による個体数の調整などソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① (災害廃棄物処理計画の継続的見直し)

- ・ 災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画について、継続的に見直し、処理の実効性向上に努める。

② (ストックヤードの確保)

- ・ 大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生の対応のため、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する。

③ (災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上)

- ・ 建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物発生に対応するため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定を締結し、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む。

8-2 道路啓開等を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① (道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成)

- ・ 道路啓開等の担い手不足解消のため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。

8－3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①（コミュニティ力強化の支援）

- ・ 災害時の市民の対応力を向上するため、まちづくり協議会や自治公民の活動支援のほか、自主防災組織によるハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくりや、セーフコミュニティの推進等、コミュニティ力を強化するための支援等の取組の充実を図る。

第2節 指標

推進方針で示した本市の主な優先すべき取組の進捗状況を把握するための指標を次のとおり設定した。

No	指標名	現状	目標	リスクシナリオ
1	住宅の耐震化率	75% (H25)	概ね解消 (R7)	1－1
2	防災拠点となる公共施設の耐震化率	79%	90%	1－1 3－1
3	下水道施設耐震化の進捗率 (処理場、ポンプ場)	54%	58% (R7)	2－6 6－2
4	水道基幹管路耐震化の進捗率	19.3% (H30)	20%	2－1 6－2
5	漁業集落排水処理施設の機能保全計画 策定	未策定	策定	2－6 6－2
6	橋梁修繕の進捗率	20%	27%	2－1 2－2 5－1 5－3
7	いちき串木野市道路総合整備計画に基づく幹線道路整備率	65.6%	68.7%	1－3 5－3
8	災害廃棄物処理計画	策定	継続的見直し	8－1

※ 原則、現状値は令和元年度(2019年度)、目標値は令和6年度(2024年度)、
それ以外の場合は（ ）にて表記

第6章 本計画の推進

第1節 市の他の計画等の必要な見直し

本計画は、地域の強靭化の観点から、市における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行う。

第2節 本計画の進捗管理

本計画の進捗管理は、PDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルにより行うこととし、毎年度、指標や各施策の進捗状況を踏まえながら検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていくこととする。